## 「削減義務実施に向けた専門的事項検討会」(第3回)議事録

# 1 日時

平成 25 年 2 月 15 日 (金) 9:30-12:00

#### 2 場所

東京都庁第1本庁舎内 会議室

## 3 議事等

(1) 区分ごとの削減義務率の値及び設定の考え方について

第2回の議論を受けて、事務局から、区分I-1の事業所の主な用途間で、削減余地について説明があった。

委員からは、用途が医療の事業所は、人の生命に関わる施設であるため、医療機器の待機電力の削減が難しいと心配する声があるのではないかとの意見や、参考として電気事業法27条においても「人の生命・安全に関わる施設」として緩和対象にもなっていること、電気事業法27条は基本的にはピーク電力削減対応ではあるが、省エネ対策推進の考え方も含まれていることについて補足があった。用途が教育の事業所については、理系の実験施設では、汎用設備以外では対策の実施が難しい一方、文系の施設では、照明など実験設備に比べ実施が容易な対策があるとの意見があった。また、何らかの分野に対する緩和措置を考える場合であっても、制度を複雑にしない方法がよい、との意見があった。

また、前回の議論を受けて、事務局から、用途が情報通信である事業所の基準排出量変 更ルール、省エネ型のサーバ機器の導入の効果、他用途と比較した基準排出量の変更の効 果について説明があった。

## (2) 今後のスケジュール等について

今回の検討会での意見等を踏まえて、取りまとめを行い、都としてパブリックコメント を行うこととした。